

25. コーポレートガバナンス

25-1 基本的な考え方

NISSHA株式会社は創業以来、経営者の強いリーダーシップのもと、経営環境の変化に的確に対応した戦略を実践してきました。当社はこのリーダーシップを維持するとともにコーポレートガバナンスを強化することにより、迅速かつ果敢な意思決定を促進し、同時に経営の透明性、公正性を確保することができると考えています。

このような認識のもと、コーポレートガバナンスを重要な経営課題の一つと位置付けて、その維持・向上に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に努めています。また当社グループのコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方および取り組み方針を明確にするために、「コーポレートガバナンス基本方針」を制定しています。

* 詳細はこちらをご覧ください。

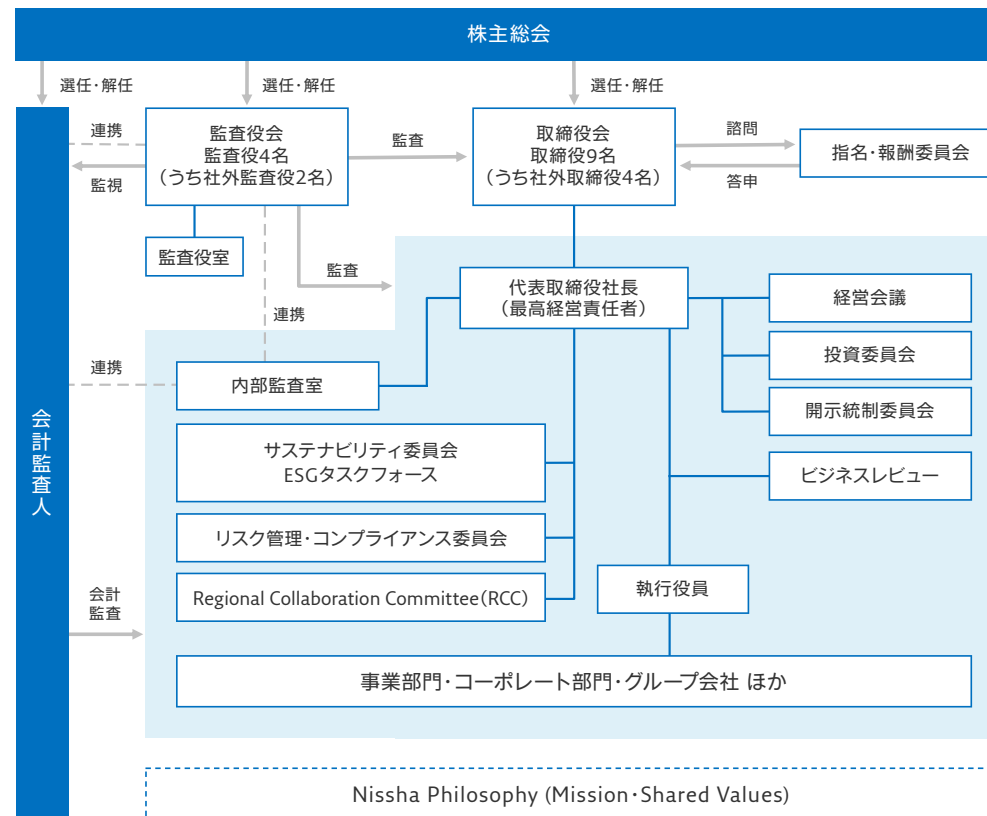
[NISSHA について > コーポレートガバナンス](#)

[コーポレートガバナンス基本方針 \(PDF\)](#)

[コーポレート・ガバナンス報告書 \(PDF\)](#)

25-2 NISSHA のコーポレートガバナンス体制

当社は下図に示すコーポレートガバナンス体制を構築しています(2026年1月1日現在)。



当社は、取締役会において重要な経営判断と取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役および監査役会により、監視・牽制機能の実効性の維持・向上に努めています。また、執行役員制度を採用し、取締役会が戦略策定・経営監視を担う一方、執行役員が業務執行を担うことで、迅速な意思決定と実行において権限・責任の明確化を図っています。

業務執行を適切かつ効率的に行うため、以下の会議体を設置して、代表取締役社長が主催しています。

経営会議

社内取締役を中心メンバーとして構成し、代表取締役社長の権限の範囲で経営の重要事項の方向性に関わる審議をしています。

投資委員会

重要性の高い投資案件について、取締役会への付議に先立ち、投資案件の戦略的合理性や投資回収計画の妥当性を議論するとともに四半期に1回、投資実行後のモニタリングをすることを通じて、投資判断の規律を担保しています。

ビジネスレビュー

社内取締役および事業部のマネジメントメンバー（執行役員など）によって構成する事業部別の会議体。月次または四半期ごとに事業戦略をKPIに基づいて確認し、短期的に取るべきアクションを検討しています。執行役員による業務執行を監視するとともに、経営環境の変化に迅速に対応することを目的としています。

また、経営監視機能を高め、業務執行が法令および定款に適合することを確保し、リスクを管理するため、以下の会議体および組織を設置しています。

サステナビリティ委員会

代表取締役社長が委員長を担当しています。サステナビリティ委員会は、事業組織や担当部門およびESGタスクフォースで構成され、「事業機会の創出」「リスクの低減」「経営基盤の強化」「ガバナンスの推進」のそれぞれのテーマに関連するマテリアリティについて、連携して活動しています。ESGタスクフォースは、ESGの観点から重要とされる「気候変動への対応」を部門横断で推進するために設置しています。

リスク管理・コンプライアンス委員会

取締役専務執行役員（法務担当）が委員長を担当しています。リスク管理・コンプライアンス委員会は、円滑な事業運営に関連するリスク（事業リスク、財務リスク、グループ横断リスク）を一元的に管理し、それぞれのリスクに関して担当するコーポレート部門・事業部門・グループ会社と連携して、全社横断的な視点から優先順位をつけ、適切にコントロールしています。

開示統制委員会

代表取締役社長を委員長とし、会社情報の適時開示の必要性および開示内容を審議しています。

内部監査室

代表取締役社長の直轄部門として、当社グループの内部統制システムを監査し、その整備・運用状況を分析・評価し、その改善を提言し充実させています。

Regional Collaboration Committee (RCC)

米州、欧州および中国の3地域において設置。戦略・管理部門に関する事項において、同一地域に所在するグループ会社が協力し、それぞれの能力を発揮することを通じて、能力を平準化・均一化することを目的とした組織。グローバルに適用される当社の基本的なガイドラインに基づき、地域ごとの特性を考慮した活動を行うべく、海外グ

ープ会社の役員・社員から選出されたメンバーによる機能別の会議体が活動を計画、実施しています。

また、地域内での好事例を共有し、シナジーを創出することを目指しています。

RCCの活動は、定期的に代表取締役社長に対して報告されています。

25-3 取締役・取締役会

■ 取締役の選解任に関する方針と手続

当社の取締役会は、12人以内の適切な人数で構成しています。取締役の選任にあたっては、当社の取締役会に必要なスキルのバランス、多様性を考慮しています。また、社外取締役は、取締役会の3分の1以上とし、会社法に定める社外取締役の要件だけでなく、取締役会が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たす者としています。

万が一、取締役が会社の信用や名誉を傷つけた場合、著しく企業価値を毀損した場合、または職務を適切に遂行することが困難と認められる事由が生じた場合は、正当な理由が認められることを確認したうえで、取締役会は当該取締役を解任提案の対象とします。また、事業年度ごとの経営責任を明確化するために、取締役の任期は1年としています。

株主総会に付議する取締役の選解任の議案は、上記の方針を踏まえ、指名・報酬委員会の答申を受けたうえで、取締役会が決定しています。

* 詳細はこちらをご覧ください。

NISSHAについて > コーポレートガバナンス
社外役員の独立性に関する基準(PDF)

■ 取締役会に必要なスキルセット、取締役として共通に 求められる価値観・経験・能力

当社は、取締役会が会社の重要な経営判断とその業務執行の監督において高い実効性を発揮し、当社の企業価値の向上に貢献するためには、取締役として共通に求められる価値観・経験・能力があり、そのうえで、取締役会全体として、当社の経営戦略を踏まえた必要な分野のスキル（経験・知見）が最適にかつ偏りなく分布していることが重要だと考えています。また、その分野は事業環境の変化とともに変わっていきます。

当社は、サステナビリティビジョン（長期ビジョン）を示しています。併せて、それを起点にバックキャストして中期ビジョンを定め、そこに至るための戦略を3カ年の中期経営計画として策定しています。当社がそれらを達成していくために、取締役会には下記の分野のスキル（経験・知見）が特に重要と考えています。

取締役に共通して求められる価値観・経験・能力についての考え方、取締役会全体として必要なスキル（経験・知見）の分布を示したスキルマトリックスは以下のとおりです。

（取締役に共通）価値観・経験・能力についての考え方

グローバル	グローバルな事業展開を加速するためには、海外におけるマネジメント経験など、幅広い視点から経営課題を認識できる経験・知見が必要である
財務・ファイナンス	中長期的な企業価値の向上に向けて、事業の収益性と資本効率を高めるとともに、安定的な財務基盤を確保するためには、財務・ファイナンスの経験・知見が必要である
変化・非連続成長	事業環境の変化に適応的に対処し事業が存続・発展するためには、既成概念に縛られることなく適切なリスクテイクにより、新たな領域に踏み出す能力が必要である
長期的な戦略志向	事業ポートフォリオの組み換えによる成長を実現するためには、長期的なビジョンを描きバックキャストして戦略を策定できる能力が必要である
コミュニケーション能力	ステークホルダーとの信頼関係を築くためには、お互いの立場を尊重した理解が成り立つよう対話を促進する能力が必要である

（取締役会全体）スキルマトリックス

	在任期間	世代	独立性 (社外)	他社での 勤務経験 (社内)	それぞれの取締役に専門性の発揮を期待する分野					
					企業経営	重点市場での 経験	事業開発・ M&A	マーケティ ング	生産・技術・ 品質	法務・リスク マネジメント
鈴木 順也	26年9カ月	60代	—	○	○	○	○	○		
渡邊 亘	8年	50代	—		○	○	○	○		
磯 尚	5年	60代	—		○	○		○		
西本 裕	5年	50代	—		○	○			○	
井ノ上大輔	8年	60代	—	○	○	○				○
大杉 和人	9年9カ月	70代	○	—				○		○
松木 和道	7年	70代	○	—	○		○			○
竹内 寿一	4年	60代	○	—	○	○	○	○		
橋寺 由紀子	2年	50代	○	—	○	○	○		○	

※在任期間・世代は2026年3月24日定時株主総会の終結時

※上記はそれぞれの取締役の経験などを踏まえて、特に専門性の発揮を期待する分野を記載しており、それぞれの取締役が有するすべての経験・知見・能力を表すものではありません。

2026年3月24日現在、当社の取締役9人のうち、4人は社外取締役であり、うち1人は女性です。また、社外取締役4人全員は、証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

■ 取締役会の役割

当社は、代表取締役社長が取締役会議長を務め、毎月1回定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

取締役会は、「戦略策定」と「監督」の役割を担い、法令および定款の規定により取締役会の決議を要する事項、および経営上の重要事項について取締役会規程に従い意思決定するとともに、取締役および執行役員の業務執行を監督しています。

当社は、経営判断の機動性および専門性を確保するため、株主総会の決議事項である剰余金の配当や自己株式の取得などについて、取締役会においても決定できる体制としています。

また、当社は、取締役、監査役、執行役員およびその近親者などの関連当事者と当社との間の取引について、重要な事実がある場合には、取締役会の決議事項とし、当該取引の妥当性について十分に審議したうえで意思決定を行います。また、当社が取締役との間で法令の定める利益相反取引を行うにあたっては、必ず取締役会の承認を得ています。

■ 審議充実のための取り組み、連携体制

当社の取締役会は、活発かつ実質的に議論を行っています。社外取締役はそれぞれの深い見識からの確かな指摘や意見を述べ、社外取締役の選任が経営の透明性の向上と取締役会の監督機能の強化につながっています。

取締役会の議論を質的に向上させ、その「戦略策定」と「監督」の役割を高めるため、当社は、取締役会の議案および関係資料は事前に送付しています。また、アジェンダの性質や議論の段階に合わせて、その背景や戦略的意義、全体像を情報共有するオフサイトミーティング（取締役番外地）を開催しています。加えて、重要議題のなかでも、中期経営計画や一定規模以上の企業買収などは議論を尽くすため、決議事項の上程前に報告事項として事前審議をしています。議案の重要度や性質に鑑みて、説明や審議の時間を割り当てることで、会議の運営を充実かつ効率化させています。

また、取締役会のモニタリング機能をさらに向上させるために、一定規模以上の金額で買収した会社については、現地経営者（本社の執行役員を兼務）が取締役会に出席し、経営状況を報告し、取締役会はその内容を確認、必要な指摘をしています。

当社は、定期的に社外取締役のみの会議および社長と社外取締役とのミーティングを設定し、情報交換および認識の共有を図っています。また、社外取締役の互選により、筆頭社外取締役を選定し、筆頭社外取締役は、社外取締役の議論・認識の共有を主導し、社長との連絡・調整を行っています。

取締役会事務局は、取締役および監査役の出席を確保するため、あらかじめ年間の取締役会開催スケジュールを定めて、取締役および監査役に通知しています。

■ 取締役会の実効性評価と社外取締役に期待する役割

当社の取締役会は、2016年4月より、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、年1回、前年度の取締役会の構成、役割、運営などについて分析・評価を行い、継続的な改善に取り組んでいます。

2025年度に開催された取締役会については、2025年12月に「取締役会の実効性評価に関するアンケート」、第三者による個別インタビューを実施しました。アンケートおよびインタビューの分析結果をもとに、2025年2月のオフサイトミーティング（取締役番外地）および3月の取締役会において議論し、概要は、2026年3月末に東京証券取引所に提出した「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において開示しています。

また、当社では、実効性評価の一環として実施するアンケートおよび第三者による個別インタビューを通じて、「自身に期待されている役割とその発揮状況に対する自己評価」「他の取締役に期待する役割とその発揮状況」を確認しています。これらの結果を分析し、社内取締役全員で議論したうえで、社長はそれぞれの社外取締役に對して、専門性や経験、特性を踏まえ、「取締役会で担っていただきたい役割や発言への期待」として直接伝えています。こうした対話は、1年間の振り返りも含めて毎年実施しています。

* 詳細はこちらをご覧ください。

[NISSHAについて> コーポレートガバナンス](#)

[2025年度当社の取締役会の実効性に関する評価結果の概要\(PDF\)](#)

■ 選任の理由および2025年度取締役会への出席状況

氏名	選任の理由	取締役会への出席状況
鈴木 順也	鈴木順也氏は、代表取締役社長 最高経営責任者として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。また、2007年に代表取締役社長に就任以来、中長期的な視点で経営にコミットし、絶えざる変化による成長を志向して当社グループのMissionの実現に向けて強いリーダーシップと決断力を発揮してきました。今後も当社の成長戦略を実行し、また業務執行を監督するために適切な人材と判断し、取締役として選任しています。	100% (18/18回)
渡邊 亘	渡邊亘氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。専務執行役員 最高戦略責任者として中期経営計画を推進し、実効性を検証するとともに、事業開発室長として新事業の創出を通じて、当社の事業ポートフォリオの組み換えの加速、業績の拡大にリーダーシップを発揮しています。今後も当社の成長戦略を実行し、また業務執行を監督するために適切な人材と判断し、取締役として選任しています。	100% (18/18回)
礪 尚	礪尚氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。専務執行役員、産業資材事業部長として事業経営を担い、マーケティングに基づく新規受注の戦略の確立、実行にリーダーシップを発揮しています。今後も当社の成長戦略を実行し、また業務執行を監督するために適切な人材と判断し、取締役として選任しています。	100% (18/18回)
西本 裕	西本裕氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。専務執行役員、デバイス事業部長として事業経営を担うとともに、最高品質・生産責任者として、当社グループ全体の視点から総合品質保証の体制の向上や事業戦略に則った生産能力の最適配備・効率化の設計・実行にリーダーシップを発揮しています。今後も当社の成長戦略を実行し、また業務執行を監督するために適切な人材と判断し、取締役として選任しています。	100% (18/18回)
井ノ上大輔	井ノ上大輔氏は、取締役として経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。専務執行役員 最高財務責任者、法務担当役員および兼務担当役員として、当社グループ全体の視点からリーダーシップを発揮しています。また、コーポレート購買・ロジスティクス担当役員として、グローバルな視点から効率かつコスト競争力のある購買・物流体制の構築を推進しています。今後も当社の成長戦略を実行し、また業務執行を監督するために適切な人材と判断し、取締役として選任しています。	100% (18/18回)

氏名	選任の理由	取締役会への出席状況
大杉 和人	大杉和人氏は、長年にわたり日本銀行において培ってきた金融経済全般にわたる高い見識、当社および他社の社外取締役などとして企業経営に関与することで培った幅広い経験を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見を述べ、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。今後も独立した立場で、当社の経営全般への的確な助言と経営監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として選任しています。	94.4% (17/18回)
松木 和道	松木和道氏は、グローバルにビジネスを展開する企業において法務およびコンプライアンスの要職を務めるとともに、メーカーでの企業経営に携わり、積極的かつ幅広い事業展開をした実務経験とそのガバナンスに関する高い見識を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見を述べ、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。今後も独立した立場で、当社の経営全般への的確な助言と経営監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として選任しています。	100% (18/18回)
竹内 寿一	竹内寿一氏は、長年医療機器メーカーにおいて、グローバル戦略を主導し、海外現地法人では責任者を務めるなど、経営戦略、アライアンス、販売・マーケティングなどに従事し、当社が重点市場と定めるメディカル市場における豊富な実務経験と高い知見を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見を述べ、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。今後も独立した立場で、当社の経営全般への的確な助言と経営監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として選任しています。	100% (18/18回)
橋寺 由紀子	橋寺由紀子氏は、当社の重点市場であるメディカル市場の製薬業界で研究開発に携わった後に代表取締役として新規上場を主導し経営するとともに、新規事業の創出を目的とするインキュベーターを共同創業し代表取締役を務めるなど、企業経営、イノベーション、人材育成に関連する豊富な実務経験と高い知見を活かし、当社の経営全般に有益な指摘や意見を述べ、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしています。今後も独立した立場で、当社の経営全般への的確な助言と経営監督機能の強化への貢献を期待し、社外取締役として選任しています。	100% (18/18回)

※2026年3月24日付で取締役の担当に異動があり、上記選任の理由は、第107期定時株主総会招集ご通知に記載の内容から一部変更しています。

2025年度取締役会の主なテーマ・議論内容

テーマ	議論内容
経営戦略	<ul style="list-style-type: none"> 第8次中期経営計画（2024年～2026年）ローリングプランの事前協議・策定
コーポレート	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会の実効性評価 政策保有株式の保有意義や合理性の検証 内部統制システムの運用状況、サステナビリティ委員会の活動報告、リスク管理・コンプライアンス委員会の活動報告 IRおよびSR報告 株主還元策
投資案件・ モニタリング	<ul style="list-style-type: none"> 企業買収案件や設備投資案件にかかる事前審議と決議 主要な海外グループ会社のCEOによる経営報告

25-4 指名・報酬委員会

目的

当社は、取締役の選解任および監査役の選任ならびに取締役の処遇の客観性と公正性を確保し、社外取締役の知見を取り入れるため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置し、運用しています。また、同委員会は、社外取締役が委員の過半数を占めかつ委員長を務めています。

指名・報酬委員会の役割

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問を受けて、下記を審議して、取締役に答申しています。

- (1) 取締役の選任・解任および監査役の選任に関する基準
- (2) 取締役および監査役の候補者案、取締役の解任提案
- (3) 代表取締役、役付取締役および最高経営責任者の選定・解職提案
- (4) 代表取締役等の後継者計画に関する事項
- (5) 取締役の報酬に関する基本方針
- (6) 取締役の報酬

委員の構成(2026年3月24日現在)

- (1) 社外委員4人
大杉和人(委員長、社外取締役)、松木和道(社外取締役)、竹内寿一(社外取締役)、橋寺由紀子(社外取締役)
- (2) 社内委員2人
鈴木順也(代表取締役社長)、渡邊亘(取締役専務執行役員)

2025年度指名・報酬委員会の開催・出席状況

2025年度における指名・報酬委員会の開催回数は4回で、それぞれの委員の出席状況については、以下の通りです。

氏名	出席状況		氏名	出席状況	
大杉 和人	100%	4/4回	橋寺 由紀子	100%	4/4回
松木 和道	100%	4/4回	鈴木 順也	100%	4/4回
竹内 寿一	100%	4/4回	渡邊 亘	100%	4/4回

2025年度の指名・報酬委員会の主なテーマ・議論内容

テーマ	議論内容
指名関係	<ul style="list-style-type: none"> 取締役候補者 代表取締役、役付取締役、最高経営責任者
報酬関係	<ul style="list-style-type: none"> 取締役の報酬額（月額報酬、賞与） 取締役の報酬水準（金銭報酬）

25-5 監査役および監査役会

■ 監査役の選任に関する方針と手続

当社の監査役会は、4人以内の適切な人数で構成しています。

社内監査役は、監査に必要な豊富な経験を有する者を選任しています。また社外監査役は、財務および会計ならびに法務に関する専門的知見を重視し、公認会計士および弁護士を選任するとともに、会社法に定める社外監査役の要件だけでなく、取締役会が定める「社外役員の独立性に関する基準」を満たす者としています。

株主総会に付議する監査役選任議案は、上記の方針を踏まえ、指名・報酬委員会の答申を受け、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が決定しています。

現在、当社の監査役4人のうち、2人は常勤の社内監査役、他2人は社外監査役です。社外監査役2人全員は、証券取引所の定める独立性の基準を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しています。

■ 監査役および監査役会の役割

監査役および監査役会は、法令および定款、諸規程などにより、取締役および執行役員の業務執行の監査、会計監査人の選解任や監査報酬に係る権限の行使などにおいて、独立した客観的な立場から適切な判断を行っています。また、社外監査役は、公認会計士および弁護士としての高度な専門性を活かして、当社のコーポレートガバナンス体制の維持・向上に寄与しています。

監査役会は、常勤監査役が議長を務め、原則として毎月1回、取締役会当日に開催し、必要に応じて随時開催しています。

監査役会は、監査役の職責と監査体制のあり方、監査にあたっての評価基準および行動の指針を示す監査基準を定め、これに準拠した監査方針および当社グループ年間の監査計画を策定しています。

監査役はこれらに従い、取締役会その他の重要会議への出席、稟議書その他の重要書類の閲覧、主要な事業所・グループ会社への往査、代表取締役社長・取締役・事業部長との定期的な意見交換会を行っています。また、監査の実効性を高めるため、会計監査人、内部監査室や、財務部・法務部などのコーポレート部門と定期的な会合を行い緊密に連携しています。

常勤監査役は、国内 NISSHA グループの監査役とグループ監査役会を定期的開催し、それぞれの監査役間で情報共有や意見交換をするとともに、合同で往査を実施するなど当社グループ各社における監査の充実・強化を図っています。

監査役の職務を支援するスタッフとして監査役室を設置しています。監査役室は監査役会に所属し、取締役から独立した組織とし、当該スタッフの人事に関する事項は監査役会と協議し同意を得るものとしています。

■ 選任の理由および2025年度取締役会・監査役会への出席状況

氏名	選任の理由	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況
谷口 哲也	谷口哲也氏は、総務部門の業務を担当した後、広報・IR・CSRの業務に携わり、株主・投資家のみなさまにわかりやすく透明性の高い情報開示に努めてきました。また、当社グループの事業全体に関する広範な知見も有しています。これまでの幅広い経験と見識を活かし、2020年3月の就任以降、当社の常勤監査役として監査機能を適切に果たしています。今後も監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役として選任しています。	100% (18/18回)	100% (14/14回)
今井 健司	今井健司氏は、長年にわたり当社の産業資材事業・デバイス事業の営業・事業戦略に携わり、業績計画や投資計画の策定および実行を主導するなど、当社グループの事業に精通し、豊富な経験と高い見識を有しています。こうした幅広い経験と見識を活かし、2022年3月の就任以降、当社の常勤監査役として監査機能を適切に果たしています。今後も監査役としての職務を適切に遂行できると判断し、監査役として選任しています。	100% (18/18回)	100% (14/14回)
中野 雄介	中野雄介氏は、公認会計士として財務、会計および経営管理に関する深い知識と企業経営を統治する十分な知見を有し、その専門的見地から当社の監査を行っています。また同氏は、他社の社外取締役、当社および他社の社外監査役として企業経営に関わっています。今後も独立した立場で、これらの経験や高い見識を当社の監査に反映することを期待し、社外監査役として選任しています。	100% (18/18回)	100% (14/14回)

<p>倉橋 雄作</p> <p>倉橋雄作氏は、弁護士としての実務経験により培われたコーポレートガバナンス、リスクマネジメント、企業法務に関する高い見識とともに、海外経験によるグローバルな視点を有しています。また同氏は、これまで他社の社外取締役（監査等委員）や社外監査役として企業経営に関わっています。こうした豊富な経験と高い見識を活かし、独立した立場で社外監査役としての職務の適切な遂行を期待し、社外監査役として選任しています。</p>	<p>100% (18/18回)</p>	<p>100% (14/14回)</p>
--	--------------------------	--------------------------

■ 2025年度の監査役会の主な議論内容

区分	主な議論内容
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> 監査役選任議案に関する同意 監査役会の監査報告書 監査役会の任務分担、監査役の報酬 監査方針および監査計画 会計監査人の再任、会計監査人の監査報酬等の額に対する同意
報告事項	<ul style="list-style-type: none"> 日常監査、実地調査 決算・会計 株主総会関係

25-6 取締役および監査役の報酬等

■ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という。)

決定方針の決定方法

当社は、取締役会において、決定方針を決議しています。取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、社外取締役が委員の過半数を占めかつ委員長を務める指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けています。

決定方針の内容の概要

当社は、取締役の報酬制度について、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上につながるように、またそれぞれの役割が適切に発揮されるように定めています。グローバル企業としての成長を実現する上での市場競争力を有する報酬水準としています。

業務執行を担う取締役の報酬は、株主のみならずと価値共有を促進し、企業業績と企業価値の向上に資する体系であることを基本方針とし、固定報酬である基本報酬（金銭報酬）、短期の業績連動報酬である賞与（金銭報酬）、中長期の業績連動報酬である株式報酬等で構成しています。基本報酬（金銭報酬）は月額固定報酬とし、それぞれが担当する役割の大きさとその地位に基づき決定しています。短期の業績連動報酬である賞与（金銭報酬）は、毎年度の業績目標の達成と適切なマネジメントを促すインセンティブとして機能するよう、連結売上高、連結営業利益、連結 ROE に対する目標達成度と、個人別の評価により金額を決定し、毎年一定の時期に支給しています。中長期の業績連動報酬（非金銭報酬等）である株式報酬等は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上への貢献意識を促すインセンティブとして機能するよう設計し、具体的には、株式給付信託（BBT = Board Benefit Trust）を用いています。同制度においては、当社が中期経営計画の期間である3年間を対象に、役員、毎年度の連結業績目標および中期経営計画の目標の達成度に応じてポイントを付与し、中期経営計画の最終年度ごとの一定日に、ポイントに応じて同信託から当社株式と当社株式を時価で換算した金額相当の金銭を交付または給付しています。ポイント付与の指標として、毎年度の連結業績目標については、連結売上高および連結営業利益を用いるものとし、中期経営計画の目標については、主要な経営管理指標である連結 ROE（3年間平均）の中期経営計画の最終年度の目標に対する達成度と ESG 指標を用いています。また、ESG 指標は気候変動に関する指標（NISSHA グループの CO₂ 排出量の削減率）、

NISSHA（単体）の女性活躍に関する指標（女性管理職比率、次世代女性管理職比率）および NISSHA グループの社員エンゲージメントに関する指標（組織貢献意欲、組織コミットメント）を用いています。株式報酬等は、取締役による健全な職務執行を促すため、非遵行為等があった場合には支給しない旨の条件を定めています。

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連業種のグローバル企業における報酬水準や世間の動向を踏まえて決定しています。

社外取締役の報酬は、業務執行から独立した立場で経営の監督を行うことから業績連動報酬は支給せず、固定報酬である基本報酬のみで構成し、当該社外取締役の経歴・職責等を勘案して決定しています。

当社は取締役会の諮問機関として、社外取締役が委員の過半数を占めかつ委員長を務める指名・報酬委員会を設置しています。取締役の報酬は、株主総会で決定された報酬枠の範囲内で、あらかじめ定められた算定方法に従い、代表取締役社長が報酬額の原案を作成しています。取締役会の諮問を受け、指名・報酬委員会はその内容を審議した後に取締役会に答申し、取締役会がその答申を受けて決定しています。

2025年度に係る取締役の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

2025年度に係る取締役の個人別の報酬等は、指名・報酬委員会が多角的な観点から審議を行い、取締役の報酬等の内容および決定プロセスが決定方針に沿うものであることを確認しています。取締役会は指名・報酬委員会からの答申を尊重し、報酬等の内容が決定方針に沿うものであると判断しています。

■ 監査役の報酬に関する事項

監査役の報酬は、独立した立場で当社グループ全体の監査の職責を担うことから固定報酬である基本報酬のみとし、株主総会で決定した報酬枠の範囲内で、監査役の協議により決定しています。

■ 2025年度の実績

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬		
		基本報酬	賞与	株式報酬等 (非金銭報酬等)*	
取締役 (社外取締役を除く)	473	255	151	66	5
監査役 (社外監査役を除く)	33	33	—	—	2
社外役員	58	58	—	—	6

* 2025年度に計上した役員株式給付引当金を記載しています。実際の株式等の交付は第8次中期経営計画(2024年～2026年)終了後の一定期日となります。

25-7 執行役員

当社は経営環境の変化に柔軟に対応するため、執行役員の選任に関してその経験・知見・能力・年齢などが最適にかつ偏りなく分布していることが重要だと考えています。また、執行役員の任期は1年とされています。

■ 執行役員のダイバーシティ(2026年1月1日現在)

現在、当社執行役員は17人であり、うち3人が外国人、1人が女性です。

執行役員には、海外駐在や他社での勤務経験を有する者、修士号や博士号の取得者など専門性を有する者が含まれています。

26. 内部監査室の取り組み

26-1 体制

内部監査室は、独立性・客観性を確保するために業務執行部門から独立した代表取締役社長直轄の組織体制をとっています。

内部監査に関する基本的事項を定めた「内部監査規程」では、中期監査計画および年度監査計画を、当社グループの中期経営計画や法令、社会・経済環境の変化を踏まえて策定・見直し、代表取締役社長の承認を得ることとしています。

監査対象は NISSHA グループのすべての業務であり、中期経営計画の期間である 3 年間ですべての主要拠点を網羅するように年度監査計画を策定し、それに基づいて監査を実施しています。

監査実施後には、監査の対象部門に対して助言や勧告を行うとともに、一定期間経過後には、フォローアップ監査を実施し、指摘事項の改善状況を確認しています。監査結果は、代表取締役社長との月次ミーティングで報告・提言しています。

また、常勤監査役とは四半期に 1 回ミーティングを行い、活動状況の報告、意見交換を通じて、監査役会との相互連携を図っています。加えて、四半期に 1 回、社内取締役、常勤監査役、内部監査室の 3 者での会議（トライアングル QBR）を実施し、そのなかで、内部監査室が監査の過程で得た情報や課題意識を報告しています。この内容は、年間の監査計画とともに半年に 1 回、取締役会に報告され、当社の監査・監督機能の強化に寄与しています。

26-2 監査内容

内部監査室による監査は、金融商品取引法に基づく「内部統制監査」と、「テーマ監査」に大別されます。内部統制監査は、全社統制・決算財務報告・業務プロセス・IT 統制の観点で評価範囲を選定し会計監査人と合同で実施します。この監査は当社グループ内の業務活動の有効性・効率性を評価することにより、その結果としての財務報告の信頼性を保証することを目的としています。また、当社グループの業務活動における法令順守状況や、リスク管理・コンプライアンス委員会の活動についても監査対象としています。その中では、同委員会による重要なリスクの選定に関するアセスメントにおいて、腐敗行為の禁止などビジネス倫理に関する項目が含まれており、リスク管理・コンプライアンス規程に基づき適正かつ効果的に実施されているかを確認しています。一方、テーマ監査は、内部統制監査でカバーしきれないリスクに対し、期初にリスクベースアプローチによりテーマを選定して監査しています。

26-3 2025年度の取り組み

2025 年度は内部統制監査の実施とともに、テーマ監査として、下請法や医薬品のグループ会社における法令対応状況の監査を実施しました。また、リスク分析に基づき選定した国内および海外のグループ会社に対して経営管理全般に関する監査を実施しました。

27. 内部統制システム

NISSHA は、会社法で定める業務の適正を確保するための体制として、取締役会の決議で「内部統制基本方針」を制定しています。当社はその方針に基づき、社内それぞれの組織における業務が適法・適正かつ効率的に行われることを確保するための内部統制システムを構築・運用し、企業価値の向上に努めています。このうち、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムについては、その評価結果を内部統制報告書として内閣総理大臣へ提出し、株主や投資家のみなさまに開示しています。

* 詳細はこちらをご覧ください。

[IR>IR資料室](#) > [有価証券報告書](#)

[第107期有価証券報告書\(PDF\)](#)

28. リスク管理・コンプライアンス

NISSHAグループは、「リスク管理基本方針」のもと、円滑な事業運営に関連するリスクを、リスク管理・コンプライアンス委員会において一元的に管理しています。年に1度、事業組織やそれぞれの会社のビジネスモデルを踏まえ、グループ横断リスクに優先順位をつけ、適切にコントロールしています。

28-1 基本方針

リスク管理基本方針

NISSHAグループは、継続的な技術の創出と経済・社会価値への展開を通じて、人々の豊かな生活を実現するために、NISSHAグループが抱えるリスクの状況を的確に把握した上で、不測の損失を回避し、適切にリスクをコントロールすることで、事業の継続と企業価値の向上を図ります。

1. 事業環境を取り巻く多様なリスクに対応するための体制を整備します。
2. 経営レベルでのリスクマネジメントを推進することにより、組織的な活動を行い、経営資源の保全を図ります。
3. リスクに関わる事案が発生した場合は、被害を最小限に留めるとともに、早期の事業復旧と再発防止に取り組みます。
4. 社内教育等を通じてリスクに対する認識や対応力の向上を図り、社員一人ひとりが責任を持ち迅速かつ適切に行動します。
5. 本基本方針を含め、リスクマネジメント体制を定期的に見直し、リスクマネジメントが常に有効に働くよう継続的な改善を行います。

NISSHA株式会社
代表取締役社長 最高経営責任者
鈴木 順也

制定 2015年7月1日 改訂 2022年1月1日

28-2 行動指針

当社グループは、社員の行動原則である Shared Values の一つに Act with Integrity（私たちは、誠実に行動し、信頼される企業であり続けます）を掲げ、役員および社員一人ひとりが誠実に行動し、信頼される企業であり続けることを宣言しています。また「企業倫理・コンプライアンス行動指針」を定め、すべての役員および社員一人ひとりが実践すべき企業倫理とコンプライアンスの基本的な考え方を示しています。

企業倫理・コンプライアンス行動指針

NISSHAグループは、継続的な技術の創出と経済・社会価値への展開を通じて、人々の豊かな生活を実現するために、次の基本原則に基づき行動します。

基本原則

1. 私たちは、高い倫理観をもち、誠実で、良識と責任ある行動をします。
2. 私たちは、お客さま、株主、サプライヤー、地域社会、社員などのステークホルダーとの共生に努めます。
3. 私たちは、法や社会ルール、社内規程を順守し、「Corporate Ethics and Code Of Conduct / 企業倫理・コンプライアンス行動規範」に沿って行動します。
4. 「Corporate Ethics and Code Of Conduct / 企業倫理・コンプライアンス行動規範」に反する行為や疑わしい行為を発見したら、直ちに上司またはホットライン相談窓口に通報・相談します。

NISSHA 株式会社
代表取締役社長 最高経営責任者
鈴木 順也

制定 2012年4月1日 改訂 2025年1月1日

また、当社グループは、企業倫理・コンプライアンス行動指針をより具体化し、社員にわかりやすく説明するために「Corporate Ethics and Code Of Conduct / 企業倫理・コンプライアンス行動規範」を日本語・英語・中国語・ベトナム語・オランダ語・ドイツ語・イタリア語・韓国語・マレー語・ポーランド語・ポルトガル語・スペイン語の計 12 言語で作成し、社内イントラネットに掲示するなど、海外グループ会社を含む全社員がいつでも確認できるようにしています。また、海外グループ会社も含む全社員が受講対象となる全社一斉研修などを通して、企業倫理・コンプライアンス行動指針とともに、理解促進と行動規範の周知徹底を図っています。

Corporate Ethics and Code Of Conduct / 企業倫理・コンプライアンス行動規範で定める項目

会社の情報・資産の保護	NISSHA グループの説明責任
<ul style="list-style-type: none"> 知的財産の保護 会社の資産の適切な管理 インサイダー情報の取り扱い 	<ul style="list-style-type: none"> マネーロンダリングの防止 財務状況の適切な開示 利益相反取引の管理 会計処理の不正の防止 機密情報・個人情報の適切な管理 責任ある広報活動 SNS の利用
お客さま・サプライヤーとの信頼の輪の構築	NISSHA グループの社会的責任
<ul style="list-style-type: none"> 製品・サービスの品質と安全性の確保 公正な競争 公正な調達 腐敗行為の禁止 紛争鉱物の不使用 輸出入法規の順守 	<ul style="list-style-type: none"> 環境への配慮 地域社会への配慮 人権の尊重 働きやすい職場環境と心身の健康づくり すべての社員の安全の確保

28-3 体制

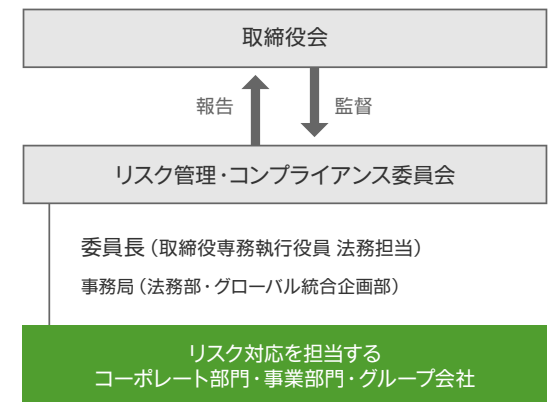
当社は、取締役専務執行役員（法務担当）を委員長とし、社内取締役全員を構成員とするリスク管理・コンプライアンス委員会を設置しています。リスク管理・コンプライアンス委員会は、原則として年 1 回総会を開催するほか、四半期ごとに進捗を確認し、これらの活動状況を年 1 回取締役会へ報告しています。取締役会はリスク管理・コンプライアンス委員会の活動状況を監督するとともに、リスク管理・コンプライアンス委員会からの報告内容について議論し、必要に応じて改善を指示しています。

リスク管理・コンプライアンス委員会は、当社グループの「事業リスク」「財務リスク」「グループ横断リスク」をグローバルベースで一元的に管理しています。このうち、グループ横断リスクについては、リスクアセスメントの結果を踏まえて総会で重要なリスクを選定しています。選定された重要なリスクは、国内グループ会社はリスクに関して担当するコーポレート部門により、海外グループ会社は各社により KPI が設定され、その活動を通じて最小化しています。またその活動状況は、四半期ごとに報告され、委員会は設定した KPI が計画通りに進捗しているかを確認し、PDCA サイクルを回しています。

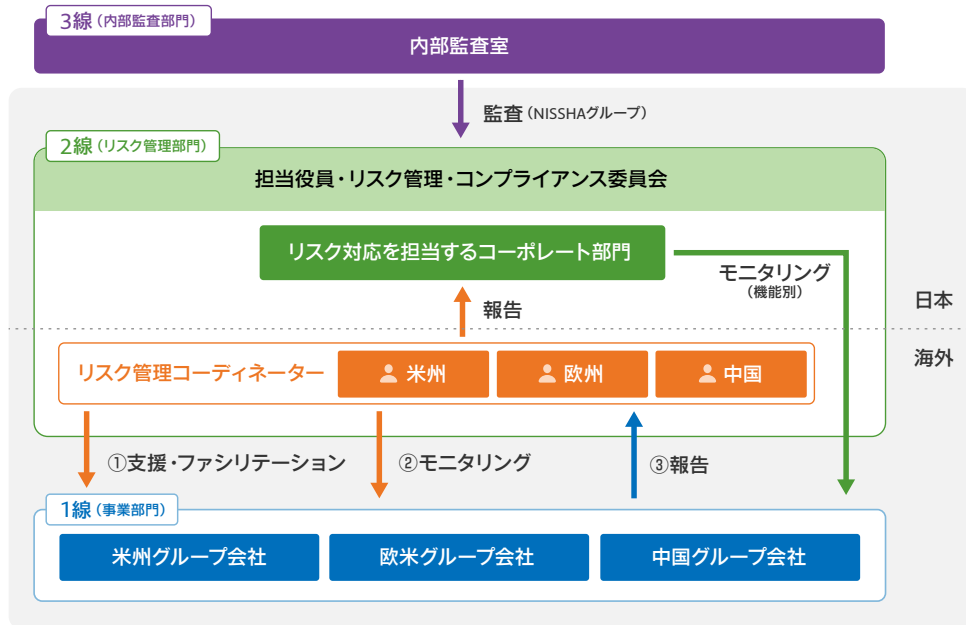
事業リスクと財務リスクについては、事業部門・財務部門のビジネスレビューや投資委員会が管理しており、総会においてその管理状況が報告され、委員会はその内容を確認しています。

その他、重大なリスク事案が発生した場合（ホットライン相談窓口への重大な通報を含む）、リスク管理・コンプライアンス委員会は、臨時の会合を開催します。この会合の委員は、事案の内容および性質に応じ、委員長が指名します。

海外グループ会社のリスク低減活動を推進するため、主要地域である米州、欧州、中国に、リスク管理コーディネーターを配置しています。リスク管理コーディネーターは、本社のリスク管理部門（2 線）



の機能の一部として、担当地域内のグループ会社における重要なリスクの選定と KPI・アクションアイテムの設定を支援するとともに、これらの内容についてリスクに関して担当するコーポレート部門とともに妥当性を検討し、各社にフィードバックを行います。また、リスク管理・コンプライアンス委員会に出席しアクションアイテムの進捗状況を報告します。委員会から改善指示等があった場合は、対象となる海外グループ会社にフィードバックを行います。リスク管理コーディネーターは、各社のアクションアイテムの進捗を継続的にモニタリングし、必要に応じて是正指導を行います。その他、担当地域で緊急事態が発生した場合には情報収集を行い、委員会にその対応状況について報告します。



28-4 リスクアセスメント・リスク管理

リスク管理・コンプライアンス委員会は、グループ横断リスク（下記の大分類 11 項目・中分類 42 項目）を管理の対象として、毎年リスクアセスメントを実施しています。リスクアセスメントにより選定された重要なリスクは、リスクに関して担当するコーポレート部門が KPI・アクションアイテムを設定し、これに基づいた活動を通じてリスクを低減しています。

より事業活動に沿ったリスク低減を行うため、国内グループ会社においては、リスクに関して担当するコーポレート部門でのリスクアセスメントに加え、事業部門・グループ会社においてもリスクの優先順位を検討しています。また、海外グループ会社においても、各社で選定された優先順位の高いリスクについて、リスクに関して担当するコーポレート部門、事業部門およびリスク管理コーディネーターで優先順位や妥当性を検討しています。いずれの場合も、最終的に、事業部長が事業経営の視点からその妥当性を確認するプロセスを経て、重要なリスクを選定しています。

■ リスクアセスメントとリスクの管理方法

(1) 評価の対象

- 国内グループ会社全社
- 海外グループ会社全社（主要な海外子会社が、その子会社等を含めて評価した場合を含む。）

(2) 対象リスク

- グループ横断リスク（コンプライアンスリスクを含む）

(3) 重要なリスクの選定プロセス

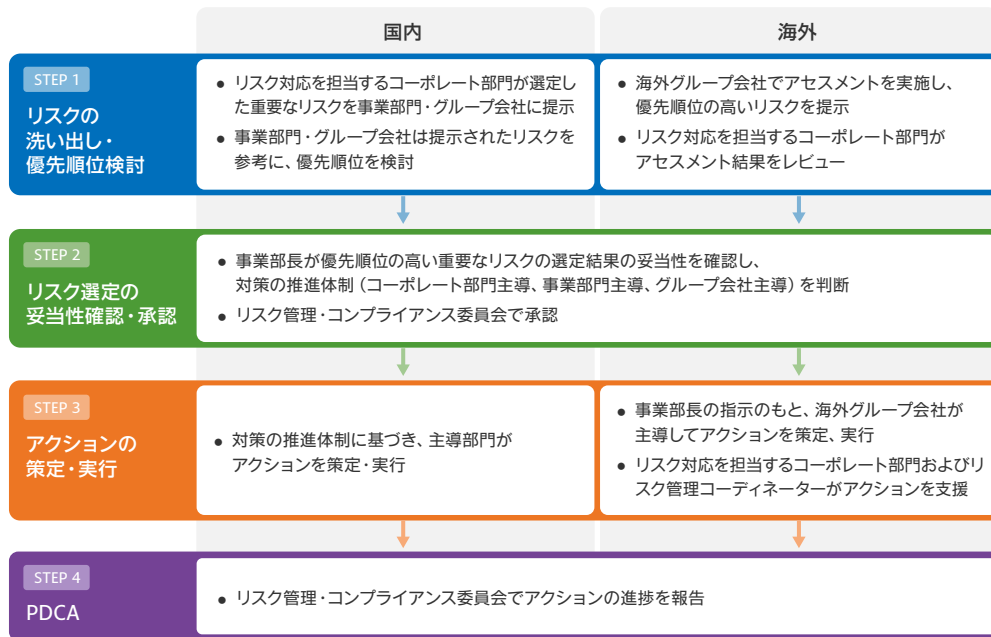
重要なリスクは、リスク管理・コンプライアンス委員会が以下のプロセスで選定しています。

- ① 上記のグループ横断リスクについて、「発生する確率」と「発生した時のインパクト」の 2 軸を用いて値の高いものを「固有リスク」とする
- ② さらに「統制活動の有効性」を評価し、「固有リスク」に対する「統制活動の有効性」が低いものを重要なリスクに選定

(4) 管理方法

重要なリスク 「固有リスク」に対する「統制活動の有効性」が低いもの	リスクに関して担当するコーポレート部門、グループ会社が KPI・アクションアイテムを設定の上リスク低減に向けて活動し、その進捗状況をリスク管理・コンプライアンス委員会が確認（事業リスクは事業部門・グループ会社が主導し、ビジネスレビューなどで確認）
「固有リスク」に対する「統制活動の有効性」が高いもの	モニタリング対象とし、リスクに関して担当するコーポレート部門、事業部門、グループ会社の整備・運用状況をリスク管理・コンプライアンス委員会が確認
「固有リスク」以外のグループ横断のリスク	リスクに関して担当するコーポレート部門、事業部門、グループ会社で管理し、月次で開催されるビジネスレビューで報告

リスクアセスメント・リスク管理のプロセス



グループ横断リスク

1. 公正な事業活動

競争法違反（カルテルなど）、不正競争防止法違反（営業秘密の侵害など）、マネーロンダリング、贈収賄・取引先との癒着、インサイダー取引、広報活動（不正確・不適切な情報の発信）、会計・税務に関する法律違反（会計基準の不順守、粉飾、脱税など）

2. 労働・人権

労使関係（労働争議・ストライキ）、人権侵害（差別・ハラスメント）、労働関連法令の違反、健康・メンタルヘルスマネジメント、労働安全衛生

3. 人的資本

主要ポストのサクセッションプランの不存在または実行の遅延、人材流出

4. 製品・安全性

禁止物質の使用、製造物責任（PL）、重大品質事故

5. 知的財産権

知的財産権の侵害（商標権、著作権、特許権、意匠権など）、商標の不適切使用（WEB、広告、取扱説明書ほか）、秘密情報のコンタミネーション

6. サプライチェーンマネジメント

環境負荷に関わる法規制・お客さま要求の順守、サプライヤー管理（QCD、安全衛生、環境、情報セキュリティ、コンプライアンス）、児童労働・強制労働、サプライヤーの倒産、紛争鉱物の使用、輸送価格の上昇、サプライチェーンマネジメントにおける事業継続

7. 環境保全

お客さままたは法令の要請に基づく気候変動への対応の欠如または遅延、廃棄物の管理、環境汚染（水質・大気・土壌など）、地域社会との摩擦

8. 貿易管理

安全保障貿易管理・輸出入管理

9. 情報システム

個人情報の不適切な管理・窃取・漏えい、機密情報等の不適切な管理（マルウェア感染を含む）による窃取・漏えい、SNSによる情報漏えい、生成 AI 活用によるリスク、天災

やサイバー攻撃などによる情報システムの予期せぬ停止

10. 資産管理

会社財産の不適切な管理（流用・盗難・損失等）

11. 事業継続

天災（地震・台風・洪水等）、火災・事故、テロ・犯罪・政治的なトラブル、パンデミック

リスクアセスメントの結果、2026年度のNISSHAグループ共通の重点取り組み事項として、事業継続、労働・人権（労働安全衛生）、情報システム、労働・人権（差別・ハラスメント）、知的財産権の侵害、競争法違反（国内グループ会社のみ）。「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律」に関するリスクが選定されています。

28-5 重大インシデント報告規程

NISSHAグループ全社を対象に、「重大インシデント報告規程」を制定しています。以下の項目に関する事象が発生した場合、または発生する可能性がある場合の報告手順を定め、リスク管理・コンプライアンス委員会およびリスクに関して担当するコーポレート部門が迅速かつ適切に情報を入手することにより、重大インシデントの発生を未然に防止し、その影響を最小化することを目的としています。

1. 災害・事故に関する事象

- ・ 自然災害（地震、津波、台風、竜巻、集中豪雨、噴火等）
- ・ 感染症の蔓延
- ・ 人為的災害（戦争、テロ、火災、爆発）
- ・ 環境

2. 労働災害

3. 情報セキュリティに関する事象

4. 品質・製品事故、薬事に関する事象

5. コンプライアンスに関する事象

- ・ 違法行為
- ・ 不正行為
- ・ 役員・社員による犯罪
- ・ 行政処分
- ・ 違反行為等の行政への報告事案（薬事関係を除く）

6. 貿易管理に関する事象

- ・ 違法行為
- ・ 不正行為
- ・ 行政処分
- ・ 違反行為等の行政への報告事案

7. メディアによる報道が予想される、もしくは報道された事象

8. 紛争・訴訟に関する事象

9. その他報告が必要と認められる事象

28-6 企業倫理・コンプライアンスの推進

リスク管理・コンプライアンス委員会は、当社グループ全体の企業倫理・コンプライアンス活動を推進しています。当社グループでは、国内・海外拠点に企業倫理・コンプライアンス推進責任者を設置しています。薬機法のコンプライアンスに関しては、薬事相談窓口を設置しています。

■ 推進体制

推進責任者は、それぞれの部門で企業倫理・コンプライアンスに対する意識を向上させる取り組みを実施するとともに、日頃から組織のマネジメントを通じて企業倫理・コンプライアンスを実践し、職場における身近な相談窓口としての役割を担い、事案が生じた際、法務部と連携して対応しています。

■ 啓発活動

法務部は、推進責任者をはじめとする社員のさらなる意識向上のために、研修等の啓発活動を実施しています。部門やグループ会

社ごとに必要に応じて実施するだけでなく、2025年度より、社内イントラネット内に法務・コンプライアンスに関する動画コンテンツを掲載しています。法律の基礎からインサイダー取引・カルテルといった専門的なトピックまで、幅広いコンテンツを閲覧することができます。これにより、社員は自身の業務での必要性や理解度に応じて、いつでも研修を受講できるようになり、現場の社員のコンプライアンスの意識がより向上しました。

また、海外については、競争法、個人データの取り扱いに関する規制、腐敗行為禁止に関する規制についてコンプライアンスリスクアセスメントを実施しました。各グループ会社が回答したアンケートの結果を踏まえて、それぞれの分野について具体的にどのようなリスクが存在しているのかを検討し、改善すべき点の洗い出しを行いました。2026年度以降も継続してアセスメントを行いながら、必要な対策を支援していきます。

■ 全社一斉研修等

当社グループは、毎年10月・11月を「企業倫理・コンプライアンス強化月間」と定めて、国内・海外拠点で全社一斉研修をしてい

ます。一斉研修では、役員、正社員、契約社員、派遣社員はもとより、外部委託先の責任者やパートタイマーを含めて実施しています。

2025年度も国内・海外すべてのグループ会社に対し、「Corporate Ethics and Code Of Conduct / 企業倫理・コンプライアンス行動規範」の解説を行い、周知徹底を図りました。

国内拠点における2025年度の研修受講率は100%（2,632人）でした。

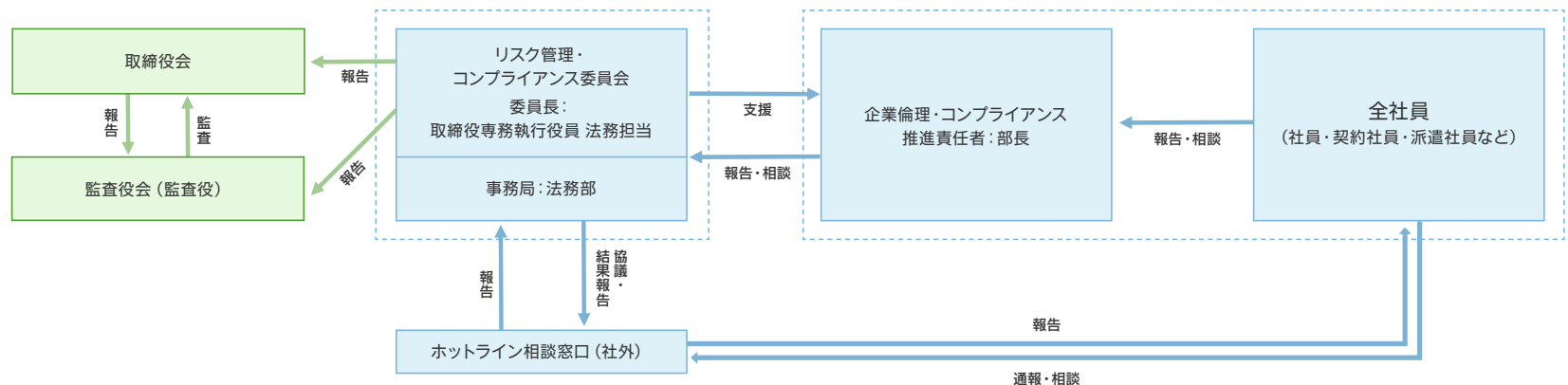
全社一斉研修の受講後には、全社員を対象にアンケートを実施し、「企業倫理・コンプライアンス」の観点から職場で懸念される行為や改善すべき行為に関する情報や意見を広く吸い上げています。これらの情報を基に改善に取り組んだ事例や結果は、研修の実施報告と合わせてリスク管理・コンプライアンス委員会で報告しています。

■ 役員研修等

当社グループでは、全社一斉研修のほか、役員向けには外部講師による研修を実施しています。

2025年3月に人権基本方針に関する勉強会、2026年4月に行動規範に関する研修、5月に危機管理広報に関する研修を実施しました。

企業倫理・ コンプライアンス体制図



28-7 ホットライン相談窓口

当社グループは、国内では公益通報者保護法に基づく社内規程「内部通報規程」を定めるとともに、ホットライン相談窓口を設置し、国内 NISSHA グループで働くすべての社員および退職後 1 年未満の退職者を利用対象者としています。さらに、求職者や学生（国内のみ）、当社グループのサプライヤー（フリーランス含む）も利用できるホットライン相談窓口も設置しています。組織または個人による違法、不正あるいは反倫理的行為に関する事実を速やかに認識し、リスクを最小化するとともに、企業倫理・法令順守を推進し、ひいては企業価値を向上させることを目的としています。

社員が利用できる相談窓口に関する情報は全社員に配布している「Corporate Ethics and Code Of Conduct / 企業倫理・コンプライアンス行動規範」に掲載するとともに、労働・人権ハンドブック、社内イントラネット、社内研修、ポスターなども活用して、すべての社員に周知しています。

内部通報規程には、以下を含む内容が定められています。

- 通報したことを理由として通報者が会社および他の社員からいかなる不利益な取り扱いも受けないものとする
- 匿名による通報も可能であること

窓口担当者は、中立公正な第三者である社外の弁護士が担当し、メール等を通じて 24 時間 365 日、通報・相談を受け付けること

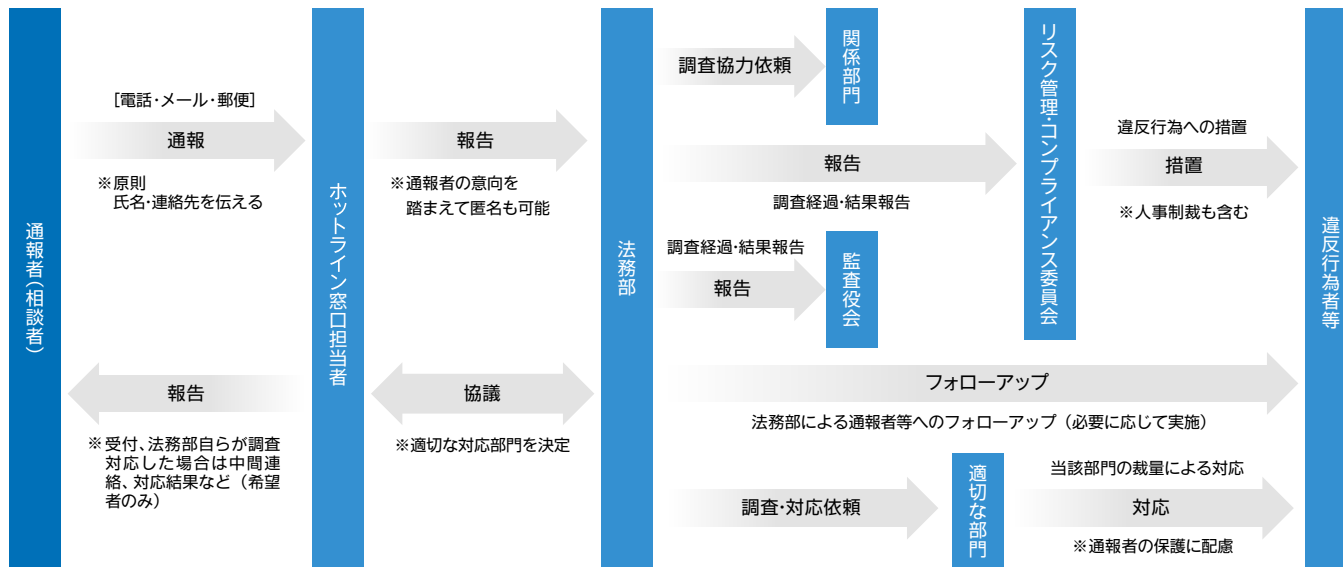
が可能です。受け付けた通報・相談については、ホットライン窓口担当者（社外弁護士）が法務部に報告します。法務部は調査・確認方法を社外弁護士と相談したうえで関係部門と連携し、通報者の保護に配慮しながら調査・確認を行います。その内容はリスク管理・コンプライアンス委員会において報告、必要に応じて審議され、その後、調査・審議結果に応じた措置が行われます。

海外においても、全グループ会社に相談窓口を設置しており、社員は英語や母国語でメール等を通じて 24 時間 365 日、相談することができます。

なお、2025 年度中に寄せられた相談件数と主な内容は以下の通りです。

- ホットライン相談窓口（社員向け）：24 件（海外拠点からの通報 8 件を含む）
- サプライヤー相談窓口：1 件
内容は主に職場の人間関係やハラスメント、利益相反、労働法、中小受託取引適正化法に関するもので、いずれも調査の結果是正が必要と認められるものについては是正が完了しました。また、概要は社内イントラネットで周知し、行為者以外へも注意喚起を実施し、再発防止策を講じています。

国内および海外NISSHAグループのホットライン体制図



28-8 反社会的勢力への対応

当社は、反社会的勢力対応基本方針・反社会的勢力対応規程等により、反社会的勢力とは一切の取引を行わないことを定めています。既存・新規を問わず、取引先に対して、原則として定められたフローで反社会的勢力に該当しないことを事前に確認する運用としています。この取り組みにより反社会的勢力によるマネーロンダリング等への関与の可能性を排除しています。

29. 情報セキュリティ

29-1 基本方針・基本原則

NISSHA グループは、「情報セキュリティ基本方針」および具体的な行動・規律を示す「情報セキュリティ基本原則」のもと、全社を適用範囲とする ISO27001 をベースとした情報セキュリティマネジメントシステム (ISMS) を構築しその運用を継続しています。お客さまやサプライヤーさまなどからお預かりした重要な情報や、社内で厳重に管理されている重要な情報、とりわけ新製品情報や先端技術情報そして個人情報など、非常に機密性の高い情報資産を漏えいなどの脅威から保護しています。

情報セキュリティ基本方針

NISSHA グループは、ステークホルダーに経済・社会的価値を提供する企業であり続けるために、事業活動における情報セキュリティの重要性を理解し、信頼性と安全性の高い情報セキュリティマネジメントシステムを構築し、継続的に改善します。

NISSHA株式会社
代表取締役社長 最高経営責任者
鈴木 順也

情報セキュリティ基本原則

1. 情報セキュリティ目標の設定・実施・見直しにより、情報セキュリティマネジメントシステムの継続的改善を図り、情報資産の機密性・完全性・可用性を維持・改善します。
2. 情報セキュリティに関する法令、規制および契約上の要求事項を順守します。
3. 情報セキュリティに関するリスクを合理的に評価する基準とリスクアセスメントの方法を確立し、情報セキュリティの維持、向上に取り組みます。
4. 情報セキュリティに関する事件・事故の発生予防に努め、万一、事故が発生した場合には迅速に対応し、被害を最小限に抑えるとともに、再発を防止します。
5. Nissha People は、情報セキュリティ基本方針・基本原則を理解し、常に情報セキュリティを意識して行動します。

NISSHA株式会社
執行役員 最高情報責任者
小林 振一郎

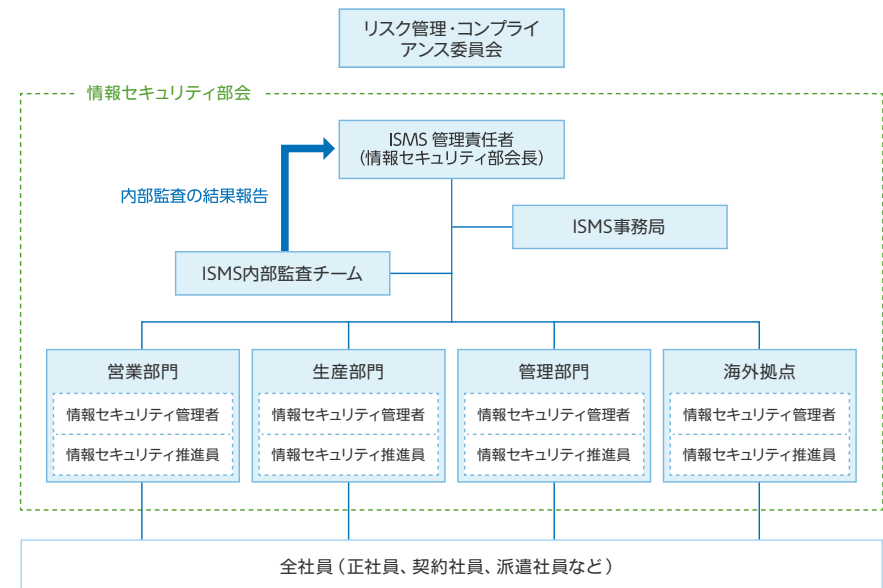
制定 2013年7月1日 改訂 2022年5月1日

29-2 体制

当社グループにおける情報セキュリティを推進する組織として、リスク管理・コンプライアンス委員会の傘下に情報セキュリティ部会を設け、ISMS^{*}の維持・改善に取り組んでいます。

CIO（最高情報責任者）のもと、情報セキュリティ部会長が ISMS 管理責任者を担い、当社グループすべての IT 環境を統括する IT 部門に ISMS 事務局を設けています。ISMS は海外を含むすべての拠点を適用対象範囲とし、グループ会社および部門ごとに「情報セキュリティ管理者」「情報セキュリティ推進員」を選任し、職場での運用を徹底しています。さらに ISMS 事務局が中心となり、トップマネジメントへのレビューや ISMS 内部監査、外部審査機関による ISO27001 審査を定期的実施し、改善の機会としています。

* ISMS=Information security management system



国内	261名	情報セキュリティ管理者	88名
		情報セキュリティ推進員	173名
海外	45名	情報セキュリティ管理者	16名
		情報セキュリティ推進員	29名

29-3 マネジメントシステムの展開

当社グループは、国内外のすべての法人において ISMS を運用しています。

国内では ISMS の国際規格である ISO27001 の認証を取得しています。一方、海外においては M&A など新たに当社グループに加わった法人を含め、ISMS をグローバルで統一した基準として展開し、2019 年度にはすべての海外法人で導入を完了しました。現在、年に 1 回の ISMS 内部監査の実施を含め、PDCA を回して ISMS 運用の維持・改善を進めています。



29-4 リスク低減の取り組み

当社グループでは、リスク管理・コンプライアンス委員会において管理対象となるリスクの一つとして「情報システム（機密情報・個人情報・情報セキュリティ）」を設定しています。これまでに、海外グループ会社における内部監査の実効性強化と教育、意識向上を目的とした現地の内部監査員の設置や、グループ全体にセキュリティシステムの強化として多要素認証（MFA）の導入などを進めてきました。情報資産は他社との差別化を図り競争力を高めるための重要な要素であり、情報漏えいなどのリスクを低減することが必須です。ISMS 内部監査を通じて、重要度に応じた管理方法の浸透を図り、特に営業秘密に関する厳格な管理を徹底しています。

また、IT 技術の進歩や利用デバイスの多様化・普及が急速に進む中で、会社支給のパソコンや携帯端末だけでなく、BYOD（Bring Your Own Device）端末に対する情報セキュリティ管理も強化しています。さらに、ソーシャルメディアへの投稿による情報漏えいや企業イメージ・ブランド価値の毀損リスクへの対応も進めています。

29-5 第8次中期経営計画のセキュリティ強化戦略

当社グループは、昨今の生成 AI の急速な普及に伴い、外部からのサイバー攻撃がますます高度化・巧妙化し、攻撃の回数も増加していくと考えています。このような状況に対応するため、第 8 次中期経営計画（2024 年～ 2026 年）では、「生成 AI の普及に対応したデータセキュリティ」をサステナビリティビジョン実現のために取り組むべき当社固有のリスクとして再整理し、マテリアリティとして特定しています。

第 8 次中期経営計画では、グローバル全社でセキュリティシステムを継続的に強化するとともに、全社員を対象とした定期的な研修を通じてセキュリティ意識とリテラシーを高い水準で維持し、これらの取り組みを両輪として情報セキュリティの向上を図っています。また、当社グループでは、生成 AI の積極的な活用を推進しています。国内 NISSHA グループでは、2025 年度に生成 AI の利用に関する規程を制定するとともに、e-Learning を活用し広く周知しました。今後は、本規程を海外拠点にも展開し、グループ全体で生成 AI による業務のさらなる効率化を図るとともに、ルール順守やリスク管理を徹底したうえで、安全かつ計画的な活用を進めていきます。

30. 貿易管理

30-1 基本方針・基本原則

NISSHA グループは国内外に多様なグループ会社を擁するグローバル企業として、適切な貿易管理の徹底を、事業継続の観点から重要な経営課題と位置付けています。この重要性を踏まえグループ全体を適用範囲として「貿易管理基本方針」（以下、基本方針）および具体的な行動・規律を示す「貿易管理基本原則」（以下、基本原則）を制定しています。これらの基本方針・基本原則のもと「貿易管理基本規程」（以下、基本規程）を制定し、グループ全体の貿易管理に関する運用基盤としています。加えて、AEO（Authorized Economic Operator）事業者として求められる規程・規則の整備と管理体制の強化を通じて、社内外の環境変化に対応すべく貿易管理の継続的な改善に取り組んでいます。

貿易管理基本方針

NISSHA グループは、貿易管理の体制を整備し、安全保障貿易などの貿易管理関連法令・規制を順守することを通じて、企業としてステークホルダーへの責任を果たします。

NISSHA 株式会社
代表取締役社長 最高経営責任者
鈴木 順也

貿易管理基本原則

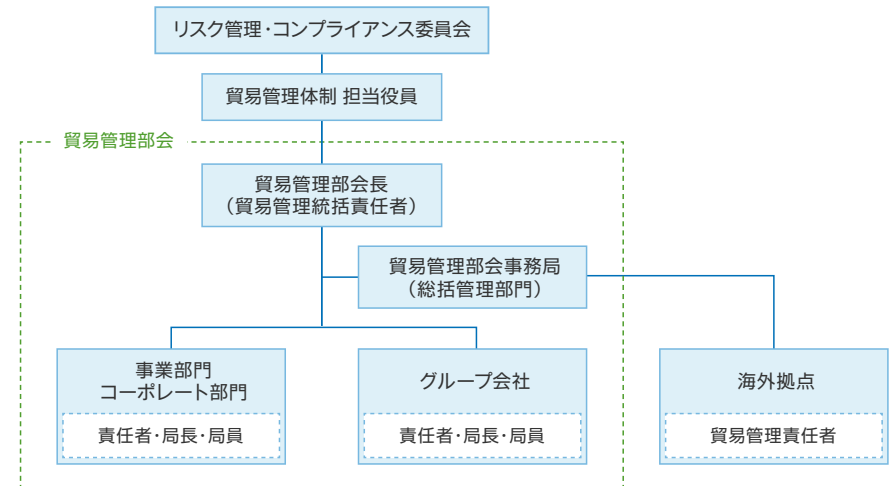
1. 各国の貿易管理関連法令・規制を順守します。
2. 当社の拠点の貿易管理責任者を任命し、貿易管理体制を整備するとともに、それを維持、改善します。
3. 各国の公的機関および物流パートナーと協力し、健全な貿易管理体制を確立します。
4. Nissha People は、貿易管理に必要な教育を受け、一人ひとりが適正に業務を遂行します。

NISSHA株式会社
取締役 専務執行役員 コーポレート購買・ロジスティクス担当
井ノ上 大輔

制定 2016年10月1日 改訂 2025年4月1日

30-2 体制

当社グループの貿易管理は、リスク管理・コンプライアンス委員会の傘下にある貿易管理部会が統括しています。海外を含む NISSHA グループにおいて、基本方針・基本原則、基本規程に則り、貿易管理統括責任者を定めて取り組んでいます。

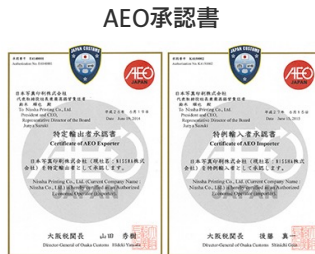


国内 NISSHA グループでは、貿易管理部会において事業部門やコーポレート部門、グループ会社それぞれに貿易管理部会員（責任者・局長・局員）を配置し、管理体制を整えるとともに、AEO 事業者求められる貿易関連業務の各種運用規程・規則を制定しています。これらの体制および規程類に基づき、それぞれの部門が作業標準書や手順書を整備し、適正な輸出入業務を遂行しています。一方、海外 NISSHA グループでは、国・地域ごとに異なる法令や制度、商慣行を踏まえ、それぞれのグループ会社に貿易管理責任者を配置するとともに、基本方針・基本原則および基本規程の浸透を図り、管理文書の整備を進めています。

30-3 AEO承認取得

当社は日本国内において、2014年6月にAEO特定輸出者、2015年6月にはAEO特例輸入者の承認を取得しました。2024年12月には3回目となる事後監査を受け、いずれの承認も維持しています。2026年1月5日時点で、特定輸出者承認と特例輸入者承認の両方を取得している企業は当社を含め日本国内で64社です。当社はこれらの承認を維持し、安全で円滑な国際物流を実施する体制を整えています。

なお、マレーシアに拠点を置く Nissha Precision Technologies Malaysia Sdn. Bhd. は、2014年10月にAEO特定輸出者、特例輸入者の承認を同時に取得しました。2022年5月には事後監査を受け、いずれの承認も維持しています。



AEO(Authorized Economic Operator)制度

この制度は、国際物流におけるセキュリティ確保と円滑化の両立を図り、自国の国際競争力を強化することを目的として、貨物のセキュリティ管理と法令順守の体制が整備された事業者に対し、税関手続の緩和・簡素化策を提供する制度です。2001年のアメリカ同時多発テロを発端として、国際的なテロ対策強化のため、国際物流におけるセキュリティ確保と効率化の両立を図る国際的な枠組みの必要性が高まりました。これらを受けて2006年に世界税関機構(WCO)総会において、グローバルスタンダードとなる

「AEOガイドライン」が採択されました。このガイドラインをもとに各国は法整備を進め、AEO制度を導入・運用しています。日本では2006年に導入後、対象を輸出者から順次拡大し現在のAEO制度になっています。

30-4 日常的な管理・運用

当社グループでは、基本方針・基本原則および基本規程に基づき、安全保障貿易管理の観点から、輸出入に伴う法令上の規制や取引上のリスクを確認する管理プロセスを整備したうえで、輸出入業務に関する日常的な管理・運用を行っています。それぞれの部門において、該非判定、取引審査、輸出入申告内容の確認など、貿易管理上必要な確認プロセスを業務フローの中に組み込み、適正な輸出入業務を遂行しています。また、法令改正や事業内容の変化を踏まえ、関連規程や手順書の見直しを行うとともに、関係部門への周知・教育を通じて、管理水準の維持・向上に努めています。

30-5 2025年度の取り組み

国際情勢の不確実性が高まる中、各国における輸出入規制の強化や制度の高度化が進んでおり、貿易管理における正確性およびガバナンスの重要性は、これまで以上に高まっています。当社はこうした背景を踏まえ、2025年度に「輸入管理の強化」を重点テーマの一つとして位置づけ、輸入時における法令該当性の確認や必要書類の確認プロセスを中心に、輸入手続きに関する運用の見直しや管理体制の強化を進めました。また、輸出入業務における運用上の課題を受けて、業務プロセスや確認体制、情報連携のあり方などの運用

を見直し、再発防止および業務改善につなげています。今後も、環境変化や業務内容の変化に応じて、継続的な改善に取り組んでいきます。

30-6 内部監査

当社グループでは、輸出入業務に関する日常的な管理・運用の状況について、その有効性および適切性を検証するため、貿易管理に関する内部監査を定期的に行っています。

内部監査では、輸出入管理および貨物管理の運用状況を確認し、その結果を関係部門にフィードバックすることで、是正および改善につなげています。これらの取り組みを通じて、貿易管理体制の実効性を高め、継続的な向上を図っています。

30-7 教育

当社グループは、2020年度から輸出入業務に必要なテーマを設定し、継続的に実務者向け教育を実施しています。2025年度は、国内 NISSHA グループの所属部門を問わず国内で貿易業務に携わる実務者129人を対象に教育を実施しました。

■ 教育実施テーマ

- 安全保障貿易
- 該非判定と取引審査
- インコタームズとHSコード
- 輸出入社内フロー

31. 腐敗防止

31-1 基本原則

NISSHA グループでは、賄賂・取引先との癒着、競争法違反、不正競争防止法違反等の腐敗行為について、リスク管理・コンプライアンス委員会が管理する重要なリスクの一つとして捉えています。

そして、近年の国際社会における腐敗防止への関心の高まりや、持続可能な企業経営の重要性を踏まえ、当社グループは、「NISSHA グループ腐敗行為の禁止に関する基本原則」を制定し、国内外の当社グループ全体で一貫した腐敗防止体制のさらなる強化を目指しています。

NISSHAグループ腐敗行為の禁止に関する基本原則

NISSHA グループは、すべての役員および社員がお客さま・サプライヤー・公務員など、何人に対しても、直接または間接を問わず腐敗行為となる贈答・接待等をしないことを明確にし、各国・地域における腐敗行為を防止する規制を順守します。

1. 何人に対しても不正な利益の供与や申し出を行わず、また自らも応じません。
2. 何人に対しても、社内基準・法令を超える贈答・接待等を行わず、また自らも応じません。
3. グループ全体の状況把握に努め、定期的に取り組みを見直します。
4. 違反や懸念事項等の報告があれば、情報の提供、調査などの必要な措置を講じ、誠実に対応します。

NISSHA株式会社
取締役 専務執行役員 法務担当
井ノ上大輔

制定 2017年4月1日 改訂 2025年1月1日

31-2 周知・教育およびモニタリング体制の整備

当社グループでは、NISSHA グループ腐敗行為の禁止に関する基本原則や関連する社内規程を、社内イントラネットを通じて社員に周知しています。また、当社グループのすべての業務を対象として、関連する法令や各国の慣習に対応した研修を実施しています。また国内外すべての拠点の社員に適用される「Corporate Ethics & Code of Conduct / 企業倫理・コンプライアンス行動規範」においても、腐敗防止に関する内容を明確に規定し、全社一斉研修で周知徹底を行っています。

その他、リスク管理・コンプライアンス委員会では、腐敗行為の防止をリスク項目に含めた定期的なモニタリングを実施しています。2025年度は、腐敗防止に関する具体的なモニタリング項目を設定し、当社グループのそれぞれの拠点においてリスクアセスメントを実施しました。今後もアセスメント結果をもとに必要な措置を講じ、定期的にモニタリングを継続していきます。

なお、当社グループでは、2025年度において腐敗行為に該当する事例は確認されていません。

32. 事業継続

32-1 基本方針・基本原則

NISSHAグループは、自然災害やパンデミックなどの緊急事態への備えや発生した場合の対応について、「事業継続計画基本方針」を定め、リスク管理・コンプライアンス委員会の傘下にあるBCM部会が中心となり推進しています。

事業継続計画基本方針

NISSHAグループは、大規模な自然災害、火災、停電、感染症等により、重大な事業の中断事象が発生した場合に、人命の安全を第一に捉え、被害を最小限にとどめるとともに、早期の事業復旧に取り組むために事業継続計画を策定します。また、これらの実効性を担保するため定期的な見直しおよび訓練を行い、事業継続マネジメントを推進します。

NISSHA株式会社
代表取締役社長 最高経営責任者
鈴木 順也

事業継続計画基本原則

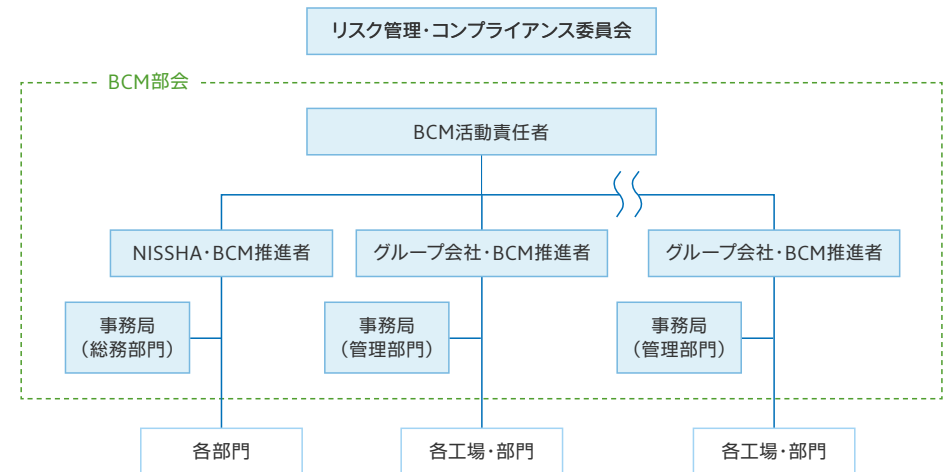
1. 重大な事業の中断事象が発生した場合には、人命の安全を第一に確保するとともに、二次災害の発生を防止します。
2. 建物、設備、情報システム、人的資源、サプライヤーを重要な経営資源・ステークホルダーと定義し、事業継続計画を策定します。また、事業環境の変化を考慮し、定期的に計画を見直します。
3. 優先的に継続・復旧すべき事業を明確化し、目標時間内の復旧を実現します。
4. 事業継続に関する教育ならびに訓練を定期的に実施し、組織的な危機対応能力の向上に取り組めます。
5. 地域社会との協調、復旧・復興支援などを通じて社会に貢献します。
6. 事業継続に関する法令、国内外の指針、その他の規範等を順守します。

NISSHA株式会社
上席執行役員 総務担当
青木 哲

制定 2006年9月28日 改訂 2025年1月1日

32-2 体制

当社グループにおけるBCM（事業継続マネジメント）の運用体制として、リスク管理・コンプライアンス委員会の傘下に、BCM部会を設置しています。BCM活動責任者は代表取締役社長が務め、NISSHA株式会社本社およびグループ会社ごとにBCM推進者を配置しています。本社の事務局は定期的にBCM部会を開催し、グループ全体のBCM対策の取り組みおよび改善状況を確認するとともに、担当者への教育、BCM訓練の企画・運営を行っています。



32-3 取り組み

国内 NISSHA グループは、緊急事態の定義に加え、初動から事業復旧に必要な行動と体制を緊急事態対応規程に定めています。万一、事業の中断事象（自然災害やパンデミックなど一定レベル以上の緊急事態）が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする本社対策本部を設置します。また、日頃から緊急事態に備えて、国内重要拠点での備蓄品の配備ほか、地震発生時の対応や心得を記載したサバイバルカードの配布や e-Learning による社員教育、防災訓練の実施などを通じて緊急時にとるべき行動を周知しています。

事業復旧対応については、BCM 基本計画書を策定し、重要な事業拠点が早期に事業復旧するための具体的な実施事項を定めています。そして、経営層を含む BCP（事業継続計画）訓練を年に1回実施し、実効性の検証に努めています。また、関連文書の最新版管理を徹底するなど、経営上の環境変化や組織変更に伴う変化点にも迅速に対応しています。

海外 NISSHA グループにおいても、本社と連携して BCM 活動を推進しています。2025 年度は、マレーシア拠点で BCM 教育を実施するとともに、関連文書を整備し、BCM 体制を強化しました。

BCP訓練の実施

国内 NISSHA グループでは、BCM 部会のアクションプランに沿った BCP 訓練を、年に1回実施しています。これは当社の BCP が地震などの有事の際、適切に機能することを確認するシミュレーション訓練です。2025 年度は NISSHA ソンネボード製薬株式会社（東京都八王子市）を訓練対象に、現地と NISSHA 株式会社本社をオンラインで結び、東京都西多摩郡 箱根ヶ崎断層を震源とした地震が発生した想定で訓練を実施しました。訓練では、拠点対策本部の立ち上げからはじまり、参加者は各自の責任範囲で迅速に対応し、社員の安全確保や事業リスクの最小化に努めました。

当社グループでは、BCP・BCM の構築・運用は会社の競争力を高め、企業価値の向上にもつながる重要な取り組みであると考えており、多種多様な状況を想定した訓練を継続的に実施しています。



リスクサーベイの実施

当社グループは、国内・海外のグループ会社において毎年リスクサーベイを行っています。実施にあたってはリスクコンサルティングの専門家の知見を活かしています。2025 年度は NISSHA 株式会社本社および NISSHA インダストリーズ株式会社 甲賀工場を対象として実施しました。火災・爆発のリスクについては、防災管理、建屋・原動力、用途・工程、消防火設備、類焼危険の観点から評価し、自然災害についても、落雷や地震、水災などの危険性や防災対策を確認しました。全体的な評価は良好でしたが、PDCA サイクルを回して、さらに改善を進めます。

33. 税務原則

NISSHAグループは、「税務原則」に基づき、各国・地域の税法を順守することで、企業の社会的責任を果たします。

税務原則

原則

NISSHAグループは、各国・地域の税に関する法令・制度を順守し、税務リスクの最小化をはかるとともに、企業価値の向上に努めます。

NISSHAグループは、グローバル企業として、OECDやBase Erosion and Profit Shifting (BEPS)のプロジェクトなど国際的な税務フレームワークの動向を注視し、その変化に対して適切な対応に努めます。

1. タックスプランニングに対するグループの姿勢

NISSHAグループは、事業目的と事業実態を備えた取引を行うとともに、タックスプランニングを実施する場合においても、適法・適正かつ効率的に行います。

私たちは、税金は事業計画における検討要素の一つであると考えており、正常な事業活動の範囲内で利用可能な優遇税制を適用しますが、租税回避を主たる目的としたものや、事業実態を伴わない取引は行いません。

2. グループが許容可能な税務に関するリスクの範囲

NISSHAグループは、税務問題を扱う際には、税務リスクを可能な限り最小限に抑えることを原則としています。

また、こうしたリスクを軽減するために、各国・地域の税務リスクを特定、評価、管理することに取り組み、リスクに関して、重大な不確実性や複雑さがある場合は、外部からの助言を求めます。

3. 各国税務当局との関係に関するグループのアプローチ

NISSHAグループは、適時適切に税務情報を提出することで、各国・地域の税務当局と良好な信頼関係を構築・維持できると考えています。

そのため、各国・地域の法令や制度に従って適切に税務申告・税金納付を行い、当局からの求めに応じて、適切かつ協力的な情報提供に努めています。

問題点の指摘等を受けた場合には、税務当局の措置・見解に対する異議申し立てを行う場合を除き、ただちに是正に取り組み、再発を防止します。

4. 税務に関するリスクマネジメントおよびガバナンス体制に関するアプローチ

NISSHAグループの税務リスクは、NISSHAグループの税務戦略を担当する最高財務責任者（CFO）の判断のもと管理されており、その内容は、CFOを通じて、適宜取締役会へ報告されます。

また、法令の適用・解釈に関して不確実性がある場合は、外部専門家へ助言を求めた上で適切な対応を行います。

本原則は、NISSHAグループの税務原則を示すものです。

加えて、英国 Finance Act 2016, Schedule 19(Paragraph 19(2) および 22(2)) の規程に準拠しています。

NISSHA株式会社

取締役 専務執行役員 最高財務責任者

井ノ上 大輔

制定 2017年12月25日 改訂 2026年5月1日

34. 責任ある鉱物調達

34-1 方針

NISSHAは鉱物調達に対する方針を「責任ある鉱物調達に対する基本的な考え方」に示しています。当社グループの製品に人権侵害や紛争等に関与するおそれのある鉱物等を使用した材料を用いないという考え方とともに、OECDの責任ある鉱物サプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンスに沿って取り組むことを明確に示しています。

責任ある鉱物調達に対する基本的な考え方

NISSHAグループは、紛争または高リスク地域において採掘・取引される鉱物等が、略奪・暴行・強制労働といった人権侵害や、武装集団等への資金供与に関与するおそれがあることについて深く憂慮します。

当社は2012年4月に国連が提唱する「グローバル・コンパクト」に署名しました。私たちはMissionの実現をすすめるうえで、同10原則を重要な原則の一つとして認識し、人権侵害や紛争等に関与するおそれのある鉱物等を使用した材料を当社製品に用いない考えとします。また、万一その使用が判明した場合には、適切な是正に取り組みます。

また当社は、OECD「責任ある鉱物サプライチェーンのためのデュー・ディリジェンス・ガイダンス」に基づき、リスクベースの考え方で、鉱物調達に関する適切な管理を継続的に実施します。

1. 責任ある鉱物調達を管理する仕組みを構築し、継続的に運用します。
2. 精錬業者情報などの鉱物調達に関する情報を、お客さまに迅速に提供します。
3. 取り組みの状況を、当社サステナビリティレポートで公表します。

当社は、サプライヤーのみならずと連携し、適切な情報提供および是正対応を通じて、責任ある鉱物調達に誠実に取り組んでまいります。

NISSHA株式会社
代表取締役社長 最高経営責任者
鈴木 順也

制定 2014年3月12日 改訂 2026年5月1日

34-2 取り組み

3TGの使用状況

当社グループの製品に使用している3TG（スズ、タンタル、タングステン、金）は、下表の通りです。

セグメント	該当する製品群	使用している3TG
産業資材	加飾（モビリティ）・加飾（家電その他）のごく一部	スズ
デバイス	タブレット向け、スマートフォン向け、業務用端末（物流関連）・モビリティ・ゲーム機向け、ガスセンサーなど	スズ、タングステン、タンタル、金
メディカル	医療機器（CDMO）のごく一部	スズ、タングステン、金

※セグメントおよび製品群の名称は、有価証券報告書の【連結財務諸表注記】「25. 売上高(2)収益の分解」に合わせています。2025年度の売上高に占める、3TGを使用した製品の売上高の割合は、約50%です。

サプライヤーへの調査依頼

当社グループでは、主に量産品に投入する材料に使用されている3TGについて、関係する事業部が中心となり、原則として年に1回、サプライヤーに最新のCMRT（Conflict Minerals Reporting Template）による調査をお願いしています。そして、サプライヤーから提出いただいたCMRTをもとに、当社のCMRTを作成しお客さまに提出しています。

サプライヤーから提出いただいたCMRTについては、その内容を確認し、既に廃業していたり、名称が変更になった精錬所などがあった場合には、サプライヤーに再調査を依頼しています。

近年、お客さまから3TGやコバルト、マイカ以外の鉱物に対する調査も増加してきており、CMRTだけでなく、EMRT（Extended Minerals Reporting Template）やAMRT（Additional Minerals Reporting Template）についてもサプライヤーへの調査とお客さまへの報告を行っています。調査において、RMAP（Responsible Minerals Assurance Process）適合リストから削除された精製所やお客さまから要請があった使用不可の精錬所への対応に加え、使用する鉱物がConformant Smelters &

Refiners（適合製錬所・精製所）からの調達となるようにサプライヤーに働きかけています。この活動により、鉱物の原産地までのトレースが可能です。こうした取り組みは、今後も継続していく考えです。

■ 特定されたリスクに対処するための戦略の構築と実施

サプライヤーから提出された CMRT の精錬所情報に非認証精錬所がある場合には、サプライヤーに RMAP 監査プログラムの活用をお願いするケースがあります。また、3TG について、サプライチェーンの上流において武装勢力や人権侵害などに関わる精錬所との関係が明らかになった場合には、お客さまからの要請に沿って、厳しい措置をとることを検討しますが、2025 年度においてそうした事例はありませんでした。

■ 3TG調査結果について

RMI (Responsible Minerals Initiative) が提供する CMRT は、回答に際しての申告範囲を①カンパニーレベル②プロダクトレベル③ユーザーの定義するレベルから選択できるように設計されていますが、当社グループの製品に使用される部品・材料に含まれる鉱物の製錬業者を確実に確認するため、サプライヤーに対して、プロダクトレベルの回答をお願いしています。このような調査により、認証を取得していない精錬所・精製所などリスクを低減すべき対象を特定することが可能となり、実効性のあるデュー・ディリジェンスにつながるものと考えています。

2025 年度の 3TG についての調査では、ほぼすべての製品群で 100% のサプライヤーから回答を提出していただきました。サプライヤーからの回答を分析した結果、RMI から認定されていない製錬業者が含まれていたケースでは、サプライヤーの変更や RMAP 監査プログラムの活用をお願いするなどのリスク低減の対応を取りました。

3TG に限らず、コバルト、マイカやその他鉱物に対するデュー・ディリジェンスにも取り組むことで当社が現在運用している、「責任ある鉱物調達に対する基本的な考え方」に記載されている人権侵害だけでなく、環境保護の視点も考慮した対応を進めています。

35. マネジメントシステム等の認証取得状況

NISSHA グループのマネジメントシステムなどの認証取得状況は以下の通りです。(2026年1月時点)

■ 品質

品質 / ISO9001
NISSHA 株式会社 *1
NISSHA プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社 *2
NISSHA インダストリーズ株式会社
日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社
NISSHA ビジネスサービス株式会社
NISSHA エフアイエス株式会社
Nissha Metallizing Solutions N.V.
Nissha Metallizing Solutions S.r.l.
Nissha Metallizing Solutions GmbH
Nissha Metallizing Solutions Ltd.
Nissha Metallizing Solutions Produtos Metalizados Ltda
Nissha Advanced Technologies Europe GmbH
Nissha Back Stickers International
Nissha SB Poland Sp.zo.o.
日写（昆山）精密模具有限公司
広州日写精密塑料有限公司
Nissha Precision Technologies Malaysia Sdn. Bhd.

*1. 京都本社、東京支社、亀岡工場の産業資材事業部・デバイス事業部の営業、購買、設計・開発、生産、ロジスティクス部門で取得しています。

*2. 津(生産拠点)を除きます。

■ 品質

医療機器 / ISO13485
NISSHA 株式会社
NISSHA プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社
Cathtek, LLC
Graphic Controls Acquisition Corp.
Lead-Lok, Inc.
CEA Medical Manufacturing, Inc.
Sequel Special Products, LLC
Nissha Medical Technologies (Ohio), Inc.
Nissha Medical Technologies SAS
Nissha Medical Technologies Ltd.
CEA Global Dominicana, S.R.L.
Isometric Micro Molding, LLC
日写（昆山）精密模具有限公司
広州日写精密塑料有限公司
Nissha Precision Technologies Malaysia Sdn. Bhd.

■ 品質

化粧品 / ISO22716
NISSHA 株式会社 *3

*3. 京都本社 事業開発室PBU事業開発部での化粧品の製造で取得しています。

■ 品質

自動車 / IATF16949
NISSHA 株式会社 *4
NISSHA プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社 *5
Nissha Eimo Technologies
Nissha PMX Technologies, S.A. de C.V.
Nissha Advanced Technologies Europe GmbH
日写（昆山）精密模具有限公司
広州日写精密塑料有限公司
Nissha Precision Technologies Malaysia Sdn. Bhd.

*4. 京都本社の車載タッチセンサーモジュールに関連するサポート部門が対象です。

*5. 姫路工場のみが取得しています。

■ 環境

環境 / ISO14001
NISSHA 株式会社 *6 京都本社
NISSHA インダストリーズ株式会社 甲賀工場
NISSHA プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社 姫路工場
加賀工場
津（生産拠点）
NISSHA エフアイエス株式会社
NISSHA ビジネスサービス株式会社
Nissha PMX Technologies, S.A. de C.V.
Nissha Metallizing Solutions S.r.l.
Nissha Metallizing Solutions GmbH
Nissha Metallizing Solutions Produtos Metalizados Ltda
Nissha Advanced Technologies Europe GmbH
日写（昆山）精密模具有限公司
広州日写精密塑料有限公司
Nissha Precision Technologies Malaysia Sdn. Bhd.

*6. 管理部門、設計開発部門のみが取得しています。

■ エネルギー

エネルギー / ISO50001
Nissha Metallizing Solutions S.r.l.
Nissha Metallizing Solutions GmbH

■ 労働安全衛生

労働安全衛生 / ISO45001
Nissha Metallizing Solutions S.r.l.
Nissha Metallizing Solutions GmbH
Nissha Metallizing Solutions Produtos Metalizados Ltda

■ 情報セキュリティ

情報セキュリティ / ISO27001
NISSHA 株式会社 京都本社
東京支社
名古屋営業所
亀岡工場
NISSHA インダストリーズ株式会社 甲賀工場
亀岡工場 ^{*7}
NISSHA プレシジョン・アンド・テクノロジーズ株式会社 姫路工場
加賀工場
津（生産拠点）
京都（生産拠点）
NISSHA エフアイエス株式会社
日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社 京都本社
大阪営業所
東京営業所
亀岡工場 ^{*7}
NISSHA ビジネスサービス株式会社

*7. 認証はNISSHA株式会社亀岡サイトに含まれます。

■ その他

FSC COC
日本写真印刷コミュニケーションズ株式会社 京都本社
大阪営業所
東京営業所
亀岡工場
Nissha Metallizing Solutions N.V.
Nissha Metallizing Solutions S.r.l.
Nissha Metallizing Solutions GmbH
Nissha Metallizing Solutions Ltd.
Nissha Metallizing Solutions Produtos Metalizados Ltda

■ その他

PEFC COC
Nissha Metallizing Solutions S.r.l.
Nissha Metallizing Solutions GmbH

■ その他

EN15593
Nissha Metallizing Solutions GmbH